

寡婦・寡夫控除のみなし適用の実施について

(付議の要旨)

区では、平成25年4月に寡婦・寡夫控除のみなし適用についての陳情が趣旨採択されたことを受け、所得水準が低い傾向にある婚姻歴のないひとり親家庭の子育て支援を目的として、平成26年度より寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施する。

1 主旨

区議会では、平成25年4月に寡婦・寡夫控除のみなし適用についての陳情が趣旨採択され、5月に政府、国会へ要望書を提出したところである。

一方、国は、平成26年度の税制改正に寡婦・寡夫控除の対象拡大を盛り込まないこととしたが、寡婦・寡夫控除は税法上の制度であることから、控除を受けられないことに起因する他の制度による不利益の是正は、税制を改正することによって抜本的に対応すべきものである。

区は、今後の国の動向を注視するとともに、現行制度において寡婦・寡夫控除が適用されない「婚姻歴のないひとり親家庭」の子育てを支援するため、経済的に影響が大きいと考えられる区制度を対象に、寡婦・寡夫控除のみなし適用を実施することとする。

2 実施内容

(1) 対象とする制度の考え方

子どもの立場を尊重する観点から、以下に掲げる点にも留意しつつ、対象とする制度を絞り込むこととする。

- ① 適用・非適用の判断に際して、区に裁量余地があるもの
- ② 児童を対象とした使用料等、保護者の経済的負担を伴うもの
- ③ 複数年度に渡るなど、継続的な負担を伴うもの

(2) 実施内容

下記の基準となる所得の算定にあたり、寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなして取り扱い、婚姻歴のないひとり親家庭の負担軽減を図る。

- ① 保育園保育料
- ② 区立幼稚園保育料
- ③ 区営住宅等の使用料
- ④ 認可外保育施設負担軽減補助
- ⑤ 私立幼稚園の保護者補助金

※ 実施時期等は、「別紙1」のとおり

(3) 対象者及び確認方法

① 対象者

事業実施の目的から、婚姻歴のないひとり親で、児童扶養手当の受給者を対象とする。

② 確認方法

本人の申請に基づき、児童扶養手当の請求内容及び住民基本台帳等（住民記録、課税記録）によって確認する。

3 区の状況

(1) 寡婦・寡夫控除の状況

	寡婦控除			寡夫控除
	一般	特別	計	
対象者数（人）	5,239	2,376	7,615	350

※ 平成24年度市町村税課税状況等の調による。

※ 平成24年度当初賦課時の納税義務者数は、約46万人

(2) 児童扶養手当（国制度）の受給状況 3,581人(平成26年3月末現在)

4 他区における寡婦・寡夫控除のみなし適用の実施状況

「別紙2」のとおり。

5 スケジュール

平成26年5月27日 文教常任委員会報告
28日 福祉保健常任委員会、都市整備常任委員会報告
6月15日 区のおしらせ及びホームページに掲載
7月以降 寡婦・寡夫控除のみなし適用の実施（住民税の確定後）

※ 制度ごとの開始時期や遡及の有無、提出書類等については、事業ごとに判断する。
（「別紙1」のとおり）

《参考》

【寡婦・寡夫控除制度の概要（国制度）】

所得税、住民税の所得の算定にあたって、「夫（妻）と死別し、若しくは夫（妻）と離婚した後婚姻をしていない者又は夫（妻）の生死の明らかでない者」について、その所得や扶養親族の状況により一定の額を収入から控除すること。

婚姻歴がないひとり親は控除の対象外となる。

寡婦控除	・合計所得金額が 500 万円以下の方で、夫と死別またはその生死が不明のとき	26 万円 控除
	・夫と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養する親族または生計を一にする子※1 がある方	
特別寡婦控除	・合計所得金額が 500 万円以下の方で、夫と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養する親族または生計を一にする子※1 がある方	30 万円 控除
寡夫控除	・合計所得金額が 500 万円以下の方で、妻と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養する親族または生計を一にする子※1 がある方	26 万円 控除

※1 総所得金額等が 38 万円以下で、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない者（扶養控除の対象外である 16 歳未満を含む）

【陳情及び要望書の概要】

（1）陳情の内容（平成 25 年 4 月趣旨採択）

婚姻歴のない母子家庭が婚姻歴のある母子家庭と比べ、所得水準が特に低い傾向にあることにも関わらず不利益を受けており、母によって扶養される子どもに対しても経済的不利益をもたらしているとの観点から、保育料算定や公営住宅利用などの手続きを行うにあたり、「寡婦・寡夫」と同等の控除をしたものとして取り扱うことを求めている。

（2）要望書の内容（平成 25 年 5 月提出）

陳情採択を受けた区議会議長名の政府・国会あての要望書では、陳情と同様の観点から、税法の寡婦・寡夫控除制度の改正を含め、子どもの立場を尊重した総合的な検討を要望している。